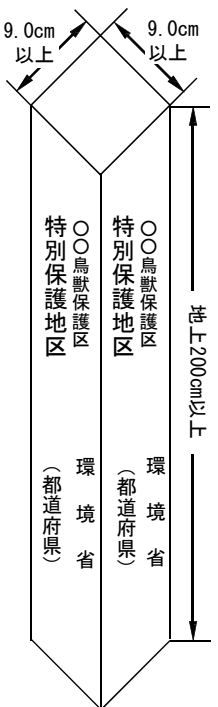
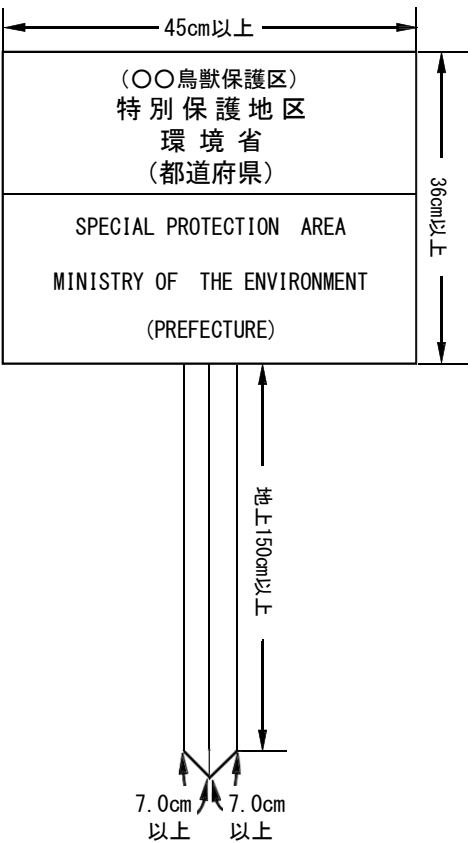


様式第九（第三十五条関係）

標柱



制札



備考

- 一 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は Special Protection Area とする。
- 二 支柱の太さの寸法は、木材を使用する場合を示しているが、鉄材等を用いる場合にあっては、同程度以上の強度があれば寸法についてはこの限りでない。
- 三 標柱及び制札にシールを用いる場合にあっては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 四 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であって、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。